

新着メッセージが届いています。

「算定・点検に係る厚生労働省からの新着通知をお知らせします。」

「Nichii Post Information」では、医療機関や医療従事者の皆様の診療行為・診療報酬請求に欠かせない医療制度に関する情報、改定情報、DPC や新規収載等、主に厚生労働省から発表された医療事務に関する最新情報をお届けします。より良い医療サービスの提供の一助となりますと幸いです。

記

1. 新着情報の通知について

算定や点検に係る情報が厚生労働省などのホームページに掲載されましたのでお知らせ致します。各通知の詳細については、URL・QRコードからご確認ください。

(1) 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」等の一部改正について （令和5年12月28日保医発1228第1号）

- ①別添1は使用歯科材料料の一部改正についての通知である。（算定・点検通知23-54「8.」の令和5年11月30日事務連絡と同じ内容）
- ②別添2は「循環動態解析装置」の定義の変更通知である。
- ③別添3は材料価格基準別表のIIの061固定用内副子（プレート）の定義の変更通知である。
- ④令和6年1月1日からの適用である。

【掲載先】

①<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001185169.pdf>



(2) 特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件 （令和5年12月28日厚生労働省告示第342号）

- ①材料価格基準別表VI（歯科点数表第2章第12部歯冠修復及び欠損補綴に規定するもの）の材料価格の一部改正の告示である。
- ②令和6年1月1日からの適用である。

【掲載先】

①<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001185401.pdf>



(3) **医療機器の保険適用について**（令和5年12月28日保医発1228第2号）

- ① 医科の「医療機器」の保険適用の通知である。
- ② 歯科の「医療機器」の保険適用の通知である。（13 ページ～）
- ③ 令和6年1月1日から適用である。

【掲載先】

① <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001185174.pdf>



(4) **疑義解釈資料の送付について（その62）**（令和5年12月28日事務連絡）

- ① 歯科点数表に関する疑義である。
 - (i) 医科診療報酬点数表「K470-2」頭頸部悪性腫瘍光線力学療法を準用する場合の留意事項
 - (ii) CAD/CAM 冠用材料（V）に関する疑義

【掲載先】

① <https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001182812.pdf>



2. 【参考】情報掲載先について

掲載先の URL・QR コードについては、厚労省ページにて内容に不備等があった際、更新されページが変更される場合がございます。その場合は以下 URL 先よりご確認頂けると幸いです。

(1) 令和4年度診療報酬改定について（厚生労働省） / 第3 関係法令等 【省令・告示】 【通知】 【事務連絡】

【掲載先】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00037.html



以上